

入院時食事療養

- 当病院は、東北厚生局長に対し入院時食事療養（Ⅰ）の届出をおこなっており、管理栄養士によって管理されたお食事を、適時・適温で提供しております。

朝食 7時30分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～

- 選択メニューや行事食等のサービスを提供しています。

選択メニュー 朝食（和食・パン食） 昼食（和食・麺食）

行事食 彩り弁当 お楽しみ膳 季節の行事食

（選択メニューや行事食等に関する特別な自己負担はございません。）

- お食事は、食堂をご利用いただけます。

1. 入院時食事療養費の基準額（総額）

2025年4月1日より

入院時食事療養（Ⅰ） （1食につき）			厚生労働大臣が定める 治療食無菌食及び 特別な場合の検査食 （特別食加算・1食につき）	食堂を備えた 食事の提供 （食堂加算・1日につき）
①	②以外の食事療養を 行う場合	690円	76円	50円
②	流動食のみを 提供する場合	625円	なし	

2. 食事療養標準負担額

2025年4月1日より

対象者の分類			標準負担額 （1食につき）
①	現役並み所得者・一般（下記以外）		510円
②	③・④のいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等 又は指定特定医療を受ける指定難病患者		300円
③	非課税・低所得者Ⅱ ※1	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
④	低所得者Ⅰ ※2		110円

※1 世帯全員が住民税非課税の方

※2 世帯全体が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の方（公的年金の場合は80万円以下）

保険外負担に関する事項

差額室料、文書料、予防接種、美容形成などの保険外負担につきまして、その利用回数、利用日数または使用量に応じた実費のご負担をお願いしております。